

都市消防委員会資料

災害救助法改正に伴う
救助実施市の指定に向けた
本市の対応について

令和元年10月21日

防災危機管理局

目 次

頁

- 1 災害救助法改正の概要…………… 1
 - (1) 災害救助法
 - (2) 主な救助の種類
 - (3) 災害救助法の一部を改正する法律の概要
- 2 災害救助法改正に伴う本市の対応…………… 3
 - (1) 救助実施市の指定による効果
 - (2) 対応方針
 - (3) 救助実施市の指定基準及び申請に向けた準備事項
 - (4) 今後の予定

1 災害救助法改正の概要

(1) 災害救助法

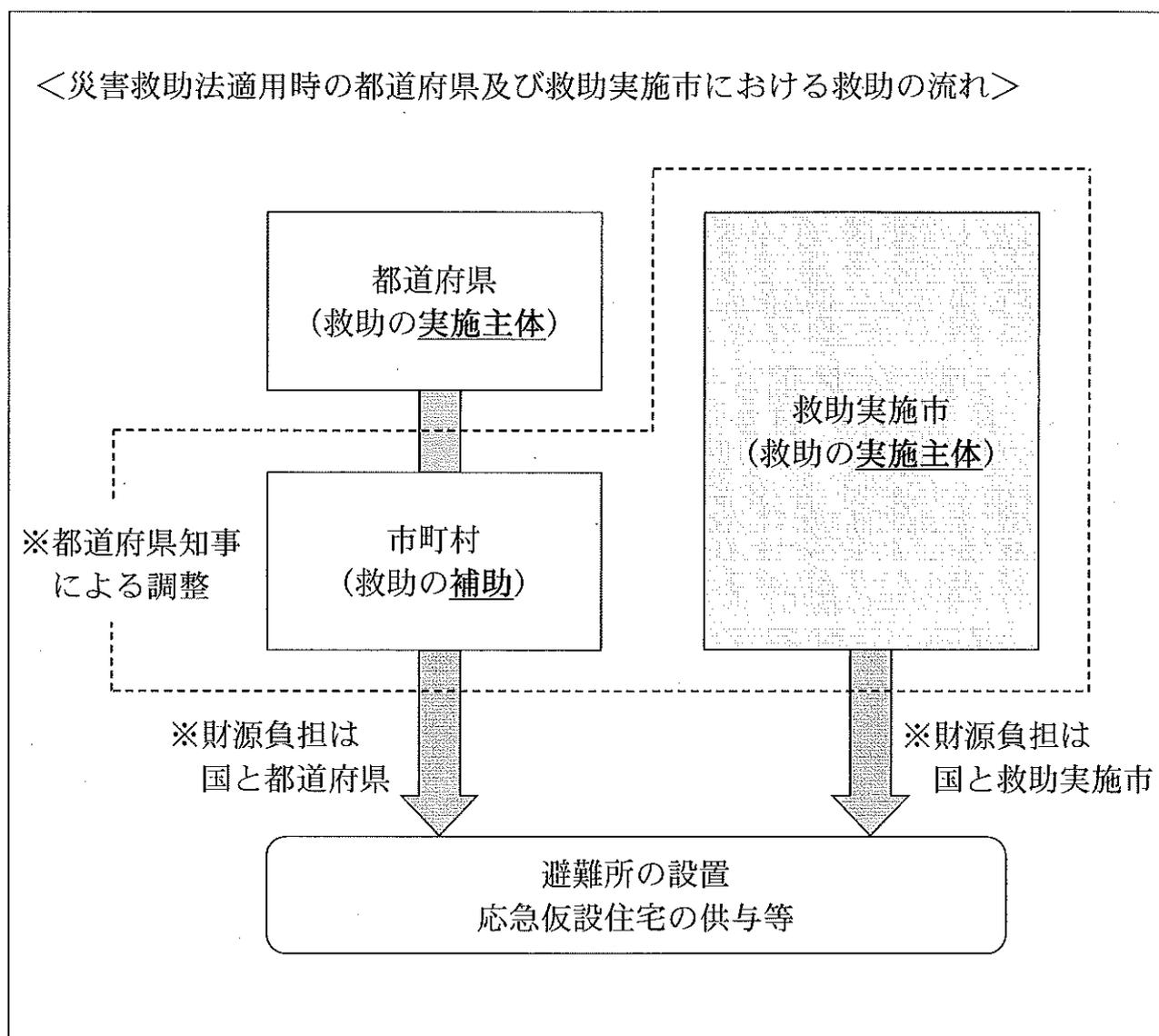
一定規模の災害が発生した際における救助事務について、都道府県等が救助の実施主体となり、救助に要した費用の一部を国が負担することを規定

(2) 主な救助の種類

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与
- 飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療、助産
- 被災者の救出
- 被災した住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の捜索及び処理
- 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

(3) 災害救助法の一部を改正する法律（平成30年法律第52号）の概要

これまで都道府県のみにも与えられていた救助の権限を、災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、救助実施市（災害に際し円滑かつ迅速に救助が行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市）が自らの事務として被災者の救助を行うことを可能にする制度を創設（平成31年4月1日施行）



2 災害救助法改正に伴う本市の対応

(1) 救助実施市の指定による効果

- 救助の実施主体になることにより、都道府県を通すことなく、被災者の円滑かつ迅速な救助の実施が可能
- 国と応急救助の基準に係る協議を直接実施することができるなど、被害状況や被災者のニーズに合わせたきめ細かな救助の実施が可能
- 都道府県は、救助実施市以外の市町村への救助に注力できるなど、地域全体の災害対応の底上げが可能

(2) 対応方針

- 災害救助法の改正を受け、大規模災害時において、円滑かつ迅速な救助を実施するため、本市としても救助実施市として指定を受け、令和2年4月1日から救助の実施主体になることを目指す

(3) 救助実施市の指定基準及び申請に向けた準備事項

指 定 基 準	申 請 に 向 け た 準 備 事 項
当該申請市を包括する都道府県との連携体制を確保していること	平常時及び発災時の県・市等の連携体制等を定めた「災害救助に係る愛知県資源配分計画（案）」の作成に向けた協議
円滑かつ迅速に救助を行うための必要な体制が整備されていること	平常時及び発災時における災害救助に必要な体制の検討 (災害救助法に係る総合調整：防災危機管理局 災害救助に係る国庫精算・求償事務：健康福祉局)
円滑かつ迅速に救助を行うための必要な財政基盤を確保していること	災害救助法第22条により義務付けられている、災害救助に要する費用の支弁の財源に充てるための災害救助基金の設置に向けた検討 (法定最少積立額約19億円)
救助に関する関係機関及び日本赤十字社その他の関係団体との連携体制を確保していること	日本赤十字社等の関係団体との協議

(注)「災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府令」に規定する指定の基準

(4) 今後の予定

時 期	内 容
令和元年 10月	内閣総理大臣宛て、救助実施市の指定に係る申請
12月	内閣総理大臣による、救助実施市の指定（告示）
令和2年 2月	災害救助基金の設置に係る議案等を提出
4月	救助実施市として指定の効力発生

